

## 規 則

埼玉県産業技術総合センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第六十六号

埼玉県産業技術総合センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県産業技術総合センター管理規則（平成十五年埼玉県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二の表中全焦点三次元形状測定機の項、電磁式・渦電流式膜厚計の項、振動試験機の項、蛍光X線微小部分分析計の項及び備考を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。